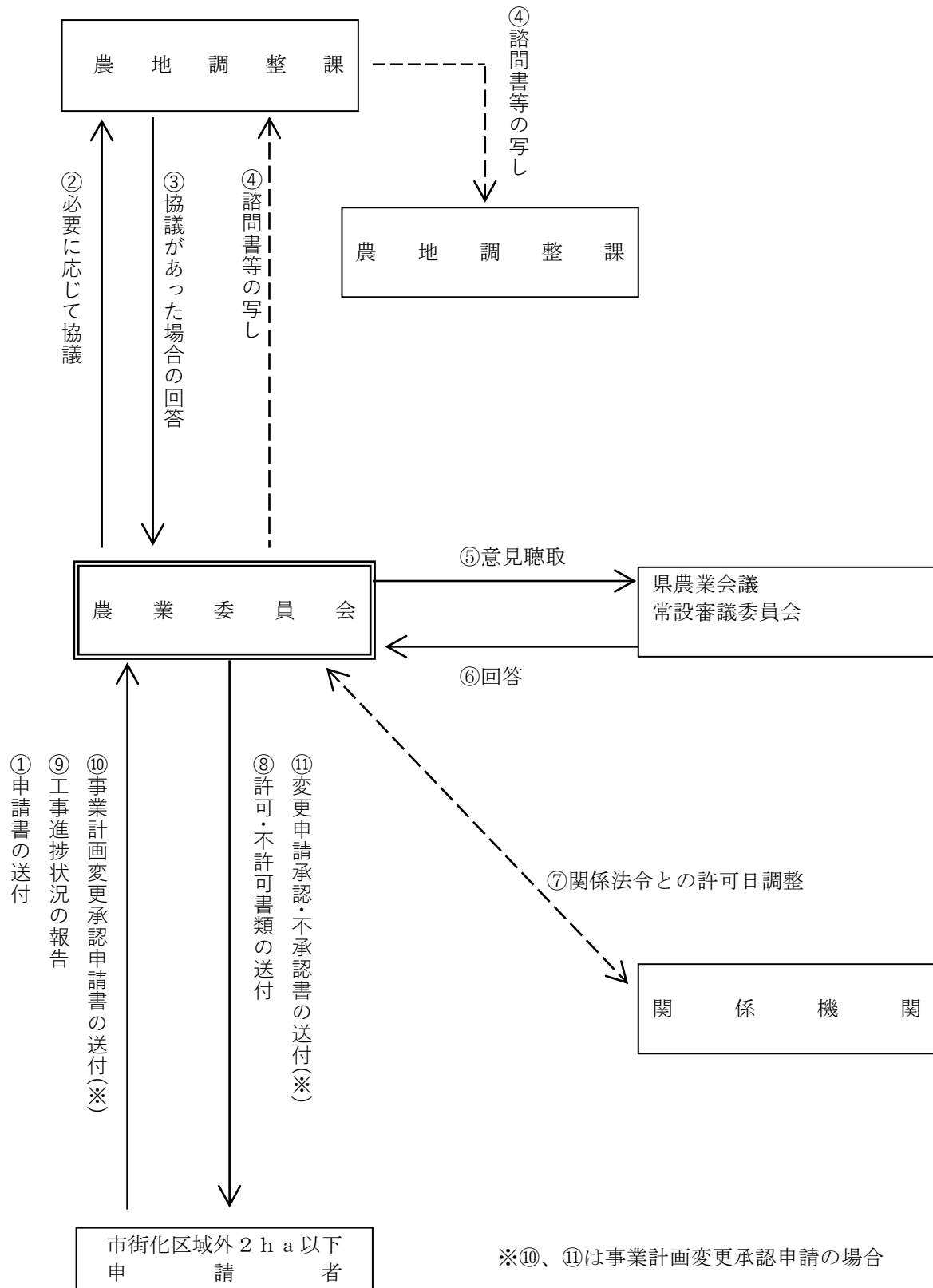


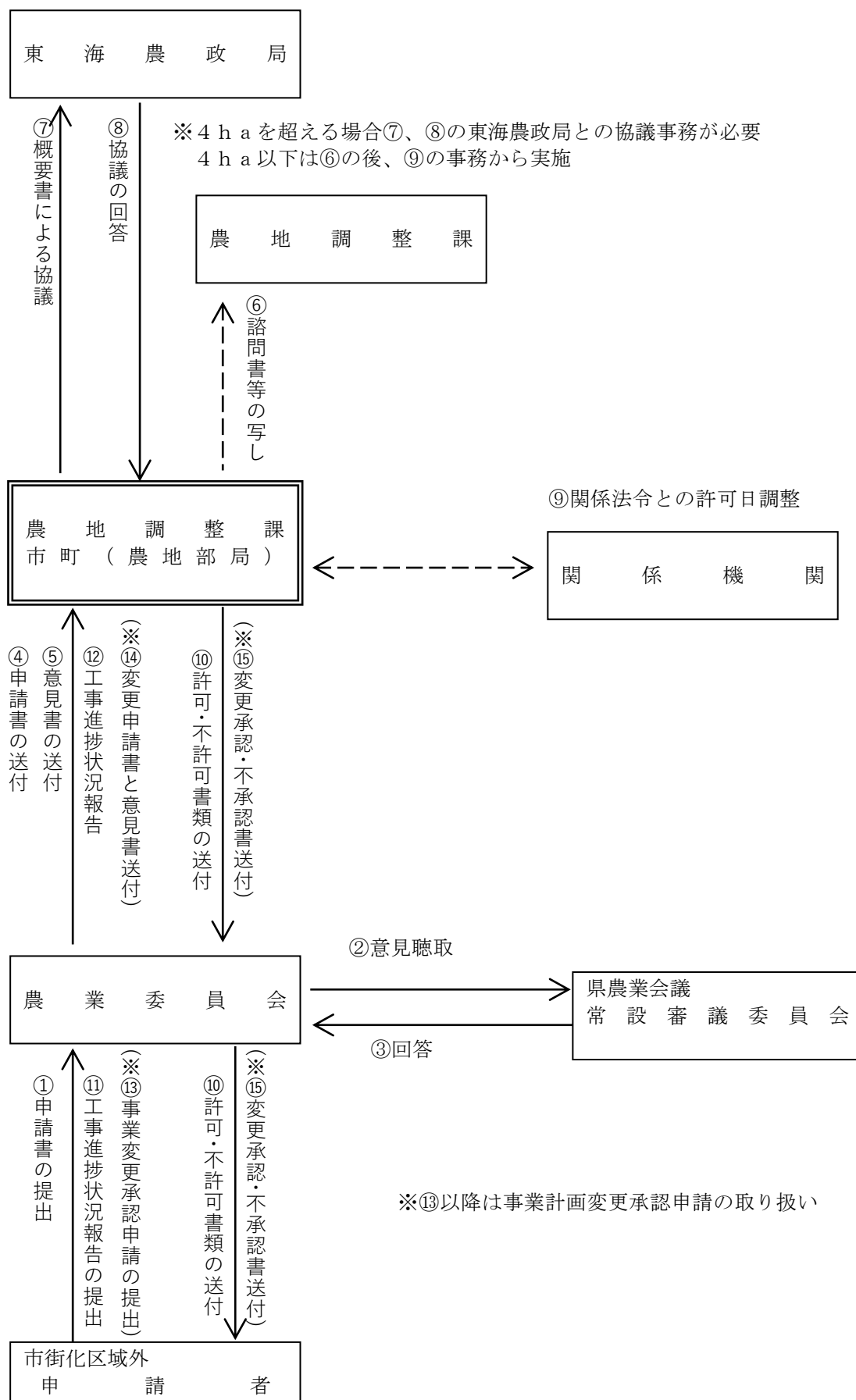
第1-2 法第4条、第5条関係

1 許可等の手続き

ア 農業委員会会長許可（農地面積2ha以下で権限移譲を受けた場合）



イ 知事、指定市町村許可（権限移譲を受けた市町及び農業委員会許可以外のもの）
 ※共通部分以外は（ ）書き



2 法第5条許可申請書記載例
様式例第4号の2

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事
(農業委員会会長)

あて

権利の設定・移転の内容に合わせて
申請者の名称を記載する
①所有権移転：譲受人・譲渡人
②賃貸借：賃借人・賃貸人
③使用貸借：使用借人・使用貸人

譲受人 氏名 〇〇 〇〇
譲渡人 氏名 □□ □□

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定・移転したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名	住 所						
	譲 受 人	〇〇 〇〇	三重 都道 〇〇 郡 〇〇 〇〇 〇〇番地						
	譲 渡 人	□□ □□	三重 都道 〇〇 郡 〇〇 〇〇 〇〇番地						
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称		
	郡 〇〇町 〇〇市	△△番地	田	田	400㎡			市街化調整区域	
			以 下	余 白					
計		400㎡ (田 400㎡、畑 〇㎡、採草放牧地 〇㎡)							
3 転用計画	(1)転用の目的	一般住宅	(2)権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細 現在借家で生活しているが、手狭になったため、自己の住宅を建築する						
	(3)事業の操業期間又は施設の利用期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 永久 年間							
	(4)転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで)	第 〇 期	合 計				
		名 称	棟 数	建築面積	所要面積	棟 数	建築面積	所要面積	
土地造成				400 ㎡			400 ㎡		
建 築 物		軽鉄骨2階建住宅	1棟	95 ㎡		1棟	95 ㎡		
小 計			1棟	95 ㎡	400 ㎡	1棟	95 ㎡	400 ㎡	
工 作 物									
小 計									
計		1棟	95 ㎡	400 ㎡	1棟	95 ㎡	400 ㎡		
4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他		
	所有権	設定 (移転)	〇〇年〇〇月〇〇日		〇〇年〇〇月〇〇日から永久				
5 資金調達についての計画	事業費：土地購入費 1200万円 土地造成費 250万円 住宅建築費 2700万円 その他雑費 150万円 計4300万円 調達方法： 自己資金 2,800万円 住宅金融公庫借入金 1,500万円								
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	取水は上水道を利用。雨水、排水は敷地内で集水し、公共下水道へ放流する。 土地造成は整地のみで、切土・盛土工事は行わない。周囲の土地より1m高いので、南側にコンクリート擁壁、東・西・北側にはコンクリートブロックを設置し、土砂および雨水の流出を防止する。 隣接農地所有者には事業計画を説明済みで了解を得ている。 万一周辺農地等に被害を及ぼしたときには、当方で責任をもって解決します。 ※記載事項 (1)取水計画 (2)排水計画 (3)造成計画 (4)隣接農地所有者、水利権者等との調整状況								
7 その他参考となるべき事項	※都市計画法の開発許可等の見込み、そのほか、他法令との調整状況など記載 ※農地以外の一体利用地があれば地番、面積、地目、所有者を記載								

3 法第4条・第5条許可申請書の記載要領

事 項	記 載 要 領	添 付 書 類 等
1 申請書の提出部数	(1) 転用事案1件につき、農業委員会会長許可の場合は2通(農業委員会審査用・許可書用)、知事・市町長許可の場合3通(知事・市町長審査用・農業委員会審査用・許可書用)を農業委員会に提出します。 (2) 申請書に詳細な記載ができないときは、別紙で事業計画書を添付します。 (3) 添付の図面には事業計画区域を明示します。	・土地登記事項証明書 (全部事項証明書に限る) ・公図写し ・位置図 1/10,000～1/50,000 程度 ・付近状況図(現況平面図) 1/500～1/2,000 程度 住宅地図等 ・建物等配置図(現況平面図) 縮尺を明記
2 申請者	(1) 氏名・住所を記載します。 (2) 法人が申請者である場合は、名称及び代表者氏名を記載し、住所欄にその主たる事務所の所在地(法人登記事項証明書と一致することが必要です。)を記載します。 (3) 法人格を有しない任意団体(権利能力なき社団等)の申請は、個人申請扱いとなるため、団体の名称・代表者を記載します。 (例) 自治会(法人化されていないもの)、法人認可手続中の団体、PTA 等 (4) 未成年者の申請は、その氏名の下に親権者〇〇と記載します。 (5) 申請者が2名以上いる場合は、別紙とすることができます。 (6) 代理申請を行うときは、委任状を添付します。 (7) 単独申請を行うときは、その権原を証する書面を添付します。 ① 申請の原因が、競売・公売・遺贈などの単独行為による場合。 ② 申請の原因が、判決・裁判上の和解又は請求の認諾・民事調停法による調停・家事審判法による審判又は調停による場合。	(法人の場合) ・定款又は寄付行為の写し ・法人登記事項証明書 (任意団体) ・規約写し、会議録写し等 ・親権を証する書面(戸籍謄本等)、親権者の同意書又は親権者による代理申請 ・競落決定通知写し等 ・確定判決書写し、調停調書写し等

		(8) 申請者（譲渡人・貸人）の住所が、土地登記事項証明書と異なるときは同一であることが分かる公的資料を添付します。 (9) 土地登記事項証明書の名義が申請者（譲渡人・貸人）と異なるとき（具体的には相続登記がなされていない場合）は真正な所有者であることを証する書面を添付します。 (10) 行政書士等の代理人申請の場合は、申請者欄の下に「譲受人・譲渡人代理人」と明記し、住所と氏名を記入します。	・住民票又は戸籍の附票等 真正な権利者であることを証する書面 ①必須書類（法定相続、法定相続以外共通） ・被相続人から相続人に至る戸籍（除籍）謄本 ・相続関係説明図 ②法定相続（下記の必要な書類を添付） ・他の相続人の相続放棄書、同意書等 ③法定相続以外（下記の必要な書類を添付） ・実印を押印した遺産分割協議書の写し及び印鑑証明書 ・相続分不存在証明書 ・遺言書写し（公正証書、家裁の検認で可能） ・委任状
3	土地の所在	(1) 土地の所在地番は土地登記事項証明書のとおり記載します。 (2) 地目の登記簿欄は土地登記事項証明書により転載し、現況欄は現況を記載します。 (例) 登記事項証明書 田 現況 畑 (3) 面積は土地登記事項証明書の地積によりますが、実測地積が著しく相違(30%以上)する場合には、できる限り地積更正をしてください。地積更正が時間的に難しい場合は、その地積測量図を提出します。	・地積測量図

		(4) 申請地がほ場整備事業による一時利用地である場合、換地処分公告後登記前の場合には従前地を上段に黒（青）書きし、下段に一時利用地を（ ）書きします。 (5) 申請地が多筆ある場合には、一行を二行に区切ることなく記載し、不足する場合には別紙に記載します。 なお、空白欄は「以下余白」か斜線を引きます。 (6) 一筆の土地の一部を転用するときは、原則として分筆してから申請します。（一時転用の場合は公図への明記で可能。） (7) 耕作者が所有者（譲渡人・貸人）と異なる場合には、その関係を明記します。 (8) 申請地の登記事項証明書に仮登記（転用者以外のもの）・抵当権（根抵当権を含む）、又は差押登記が設定されている場合、これらの権利状態で転用目的に供することについて関係権利者が同意していることを申請書に明記します。	・一時利用の指定を受けた者の同意書、一時利用地指定通知書写し、指定図面写し、換地処分通知書写し、事業主体の意見書及び事業主体が換地業務を委託している場合は委託先の意見書、一時利用地がそのまま換地として定める旨の事業主体の誓約書 （その他参考となるべき事項に記入）
4	転用計画	(1) 転用の目的(用途)は、「農家住宅」「駐車場」等と具体的に記載します。 (2) 転用事由の詳細欄は詳しく記載します。記載ができないときは、別紙事業計画書を添付します。 ① 駐車場の転用等については、既存施設の利用状況及び新規申請地の駐車台数、利用見込み等を記載します。 ② 資材置場の転用等については、既存施設の利用状況及び新規申請地に置く資材の数量等を記載します。 ③ 転用理由が既存施設の移転であるときは、跡地の利用計画を記載し、既存施設の拡張であるときは、事業計画書及び建物配置図等で拡張の必要性があることを明らかにします。	・事業計画書

		(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間は次のとおり記載します。 ① 通常の場合は○年○月○日から○年間 ② 永久転用の場合は許可後又は○年○月○日から永久 ③ 砂利採取等の一時転用の場合は、○年○月○日から1年以内の期間を記載 ④ 無断転用の場合は、実際に転用した年月日からと記載 ※無断転用は許可後に適法となるものであり、許可の効力は許可日から発生します。 (4) 転用の時期及び目的に係る事業又は施設の概要欄について ① 転用計画は許可後速やかに着工すべきものであることから、工事計画が長期にわたる場合は、なるべく6ヶ月単位で工期を区分して記載します。 ※無断転用は実際の年月日を記載します。 ② 土地造成：切土・盛土・整地する面積 ア 建築物：住宅・工場等建物 イ 工作物：駐車場・資材置場・運動場等の建物以外の利用 ※所要面積は全体面積となります。 ③ 所要面積はその申請目的実現のため必要最小限度の面積であることが必要です。 原則として一般住宅は500㎡以内、農家住宅は1,000㎡以内、建ぺい率は22%以上とします。ただし、土地の形状からして分割できない場合（法面等）などでは、必要最小限度の面積を加えることができます。	・農地への復元を明らかにした書面 ・住宅の所要面積の必要性を明らかにする資料 ・面積がこれらを超える、建ぺい率が下回る場合は住宅所要面積の必要性を明らかにする資料
5	権利の種類	(1) 「所有権」、「賃借権」、「使用貸借権」、「地上権」等の法第3条第1項本文に掲げる権利を記載します。設定・移転の別は該当するほうに○印をつけます。 (3) 設定・移転の時期は、許可日以降の日とし、なるべく年月日を記載します。 (4) 存続期間は、所有権の場合は永年、賃貸借、使用貸借、地上権による権利の場合は年数、月数日数等を記載します。	

6	資金調達についての計画	(1) 売買の場合は土地購入費、賃貸借の場合は賃借料（年額）、造成費、建設費等の所要金額を記載します。それに充当する資金を自己資金、借入金に分けて記載します。 建売分譲住宅の場合は、建物建築費も記載します。 (2) 充当資金の証明を添付します。	・残高証明書（原本）、預貯金通帳の写し（口座名義人と残高の分かる部分） ・融資証明書（原本）、融資見込証明書（原本）、金融機関が受け付けた融資申込書の写し、事前審査回答書、借用書等 ・関係機関に手続きを了した書面又は手続中を証する書面
7	転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	(1) 取水計画 取水方法について記載します。 また、その取水地点を図示した系統図（建物配置図に併記）を添付します。ただし、水を大量に使用する転用については、取水方法以外に取水日量、取水地点、取水時期等について具体的に記載し、取水地点を図示した系統図（建物配置図に併記）を添付します。 （例）取水・公共上水道・井戸水等 (2) 排水計画 雨水排水、汚水排水、生活雑排水に分け、それぞれ排水方法について記載します。 （例）雨水排水：溜桝・貯水池・水路放流・自然流下等 汚水排水：併浄化槽・浄化槽・公共下水道・くみ取り等 生活排水：合併浄化槽・溜桝・公共下水道等その排水経路を図示した系統図（建物配置図に併記）を添付します。 ただし、排水処理を特に要する転用については、排水方法以外に排水日量、排水処理方法等を具体的に記載し、その排水経路を図示した系統図（建物配置図に併記）を添付します。 また、雨水の処理について、周辺に農地、施設がある場合、自然浸透のみでは十分な被害防除がとれないため、原則、排水路（施設）を確保します。 取水計画・排水計画について、許認可を要す	・取水系統図（建物配置図に併記） ・水利権者・漁業権者等の同意を得ている旨の書面（審査上確認の必要がある場合） ・排水系統図（建物配置図に併記） ・雨水排水系統図（5,000 m³以上の大規模転用等） ・水理計算書（他法令の審査の無い10,000 m³以上の転用の場合）（排水計画に伴う流出量の算定根拠及び各排水路（施設）の断面決定の根拠を明らかにする資料

		る場合は、その見込みについて記載します。 (3) 造成計画 用地の造成を行うときは、周囲の農地等への土砂の流出、堆積を生じさせないための防除策について具体的に記載します。 (例) 防除策：土留め工事・擁壁・法面保護・緩衝地・防護柵等 また、必要に応じて造成計画（縦断・横断）図を添付します。 (4) 被害防除措置 近接農地へ著しい影響（日照・通風・耕作等土砂の流出・崩壊・粉塵等の飛散）のないような防除措置を具体的に記載します。 (例) 被害防除措置 植林転用：隣接地との間に緩衝地を設ける等また、転用事業により被害が発生したときは、転用事業者が善処する旨を明記します。 さらに、転用後の無用な紛争を防止する観点から、隣接農地所有者との調整状況を記載します。 また、特に審査を必要とする場合は、隣接地等の所有者等の承諾書、被害防除方法の説明状況を添付します。	・造成計画（縦断・横断）図 （建物配置図に併記） ・被害防除方法の説明状況書 （審査上確認の必要がある場合）
8	その他参考となる事項	(1) 都市計画法の開発許可・建築許可の見込みについて記載します。 ① 開発許可・建築許可を要しない場合 都市計画法の該当条項を記載します。 ② 開発許可・建築許可を要する場合 都市計画法の該当条項を記載し、併せて申請年月日を記載します。 ③ 開発行為・建築行為いずれも伴わない転用事業の場合はその旨記載します。 (2) 他法令（都市計画法を除く、森林法、国有財産法、廃掃法等）の許認可の経緯について記載します。	・手続きを了している又は手続中を証する書面（許可書、申請書の写し等） ・手続きを了している又は手続中を証する書面（許可書、申請書の写し等）

		(3) 申請地が農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域内にあるときは、用途区分の変更・除外の手続き中であれば、市町農業振興地域整備計画に対する県の事前協議の同意又は了承年月日を記入します。 (4) 転用事業地内に道水路等がある場合は、用途廃止・払下げの手続きの状況を申請書7その他参考となるべき事項の欄に記入します。 ① 法定外公共物の管理主体 ア 二線引き畦畔：財務省財務事務所 イ 赤道・青道：市町 (5) 無断転用は始末書（違反転用年月日、経緯、無断転用に至った理由、今後は適法におこなう旨を記した書面）を提出します。	・ 始末書、現況写真
--	--	---	-------------------

4 添付書類一覧（許可関係）

ア 常に必要なもの

No	添 付 書 類	備 考
1	土地登記事項証明書(全部事項証明書に限る) (規則第30条第2号、規則第57条の4第2項第1号)	登記情報提供サービス(民事法務協会)の照会番号の添付も可
2	地番表示図(公図写し)	法定外公共用財産(赤道・水路別)は着色。申請地及び隣接土地の所有者、登記地目を記入する。
3	位置図及び付近状況図(現況平面図) (規則第30条第2号、規則第57条の4第2項第1号)	位置図 10,000分の1～50,000分の1程度 付近状況図 500分の1～2,000分の1程度(住宅地図等)
4	建物その他の施設等配置図(土地利用計画図) (規則第30条第3号、規則第57条の4第2項第1号)	プラス地番の場合は事業地内に筆界線、事業地と隣接地の境界に寸法を明記
5	必要な資力及び信用があることを証する書面 (規則第30条第4号、規則第57条の4第2項第1号)	残高証明書(原本)、預貯金通帳の写し(口座名義人と残高の分かる部分)、融資証明書(原本)、融資見込証明書(原本)、金融機関が受け付けた融資申込書の写し、事前審査回答書、借用書等

イ 場合により必要とされるもの

No	添 付 書 類	必 要 な 場 合
1	法人による申請の場合は下記のいずれかを添付 ・法人登記事項証明書 ・法人の定款又は寄附行為の写し ※定款にあつては代表者氏名のわかるもの ※登記情報提供サービス(民事法務協会)の照会番号の添付も可 (規則第30条第1号、規則第57条の4第2項第1号)	・定款、寄付行為に定められた事業以外の転用目的でないこと ・民法第34条 ・法人の存否の確認
2	団体の定款(規約)、会議録	法人格のない任意団体による申請の場合
3	転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意があつたことを証する書面 (第30条第5号、第57条の4第2項第2号)	法第3条第1項本文に掲げる権利(地上権、地役権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利)を有する者がある場合
4	関係する他法令の許認可の処分又審査中を証する書面(許可書、認可書、受領印のある申請書の写し等) (規則第47条第2号、規則第57条第2号)	申請にかかる土地が他法令に基づく許認可の必要な場合
5	土地改良区意見書または事由書(30日を経過しても意見を得られない場合、その理由書) (規則第30条第6号、規則第57条の4第2項第3号)	申請にかかる土地が土地改良区内にある場合

No	添 付 書 類	必 要 な 場 合
6	取水系統図(建物配置図へ併記、別図も可) ※縮尺を明記 (規則第 30 条第 3 号、規則第 57 条の 4 第 2 項第 1 号)	取水を伴う転用の場合
7	排水系統図(建物配置図へ併記、別図も可) ※縮尺を明記 (規則第 30 条第 3 号、規則第 57 条の 4 第 2 項第 1 号)	排水(汚水・生活雑排水)を伴う転用の場合
8	雨水系統図(建物配置図へ併記、別図も可) ※縮尺を明記 (規則第 30 条第 3 号、規則第 57 条の 4 第 2 項第 1 号)	大規模転用(全体面積 5,000 m ² 以上)及び工場施設等特に排水処理をする場合
9	水利計算書 (規則第 31 条第 6 号、規則第 57 条の 5 第 3 号)	他法令の審査が無い全体面積 10,000 m ² 以上の案件
10	被害防除方法及び根拠、説明状況書等 (規則第 31 条第 6 号、規則第 57 条の 5 第 3 号)	近接農地へ影響(日照、通風、耕作等、土砂の流出、崩壊、粉塵等の飛散)があると考えられる場合
11	造成計画(縦断・横断)図 (土地利用計画図へ併記も可)	盛土及び切土(標高差 30 cmを超える)による土砂流出等の被害が生ずる恐れがある場合
12	地積測量図	申請面積が登記事項証明書と著しく異なる場合(30%以上)
13	事業計画書	申請書に事業計画の詳細が記載できない場合
14	始末書・現況写真	無断転用の場合
15	建築年月日確認資料	無断転用の場合であって、都市計画法担当部局との調整が必要な場合
16	住宅所要面積の必要性を明らかにする資料 (規則第 47 条第 4 項、規則第 57 条第 4 項)	一般住宅 500 m ² 超、農家住宅 1,000 m ² 超、住宅の建蔽率が 22%未満の場合
17	単独申請が可能であることを証する書面 (確定判決写、調停調書写、競落決定書写等) (規則第 57 条の 4 第 2 項第 4 号)	単独申請である場合
18	親権者であることを証する書面(戸籍謄本)	未成年者が申請する場合
19	住民票又は戸籍の附票等	登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合
20	真正な権利者であることを証する書面 (1)必須書類(法定相続、法定相続以外共通) ・被相続人から相続人に至る戸籍(除籍)謄本 ・相続関係説明図 (2)法定相続(下記の必要な書類を添付) ・他の相続人の相続放棄書、同意書等 (3)法定相続以外(下記の必要な書類を添付) ・実印を押印した遺産分割協議書の写し及び印鑑証明書 ・相続分不存在証明書 ・遺言書写し(公正証書、家裁の検認)で可能)	登記事項証明書の名義人の記載が申請書の記載と異なる場合

No	添 付 書 類	必 要 な 場 合
21	一時利用地指定通知書写し、指定図面写し、一時利用を受けた者の同意書、一時利用地がそのまま換地として定める事業主体の同意書、事業主体の意見書及び事業主体が換地業務を委託している場合はその委託先の意見書	土地改良事業の一時利用地指定中の場合
22	換地処分通知書写し、一時利用地を受けた者の同意書	換地処分公告後登記前
23	農地への復元を明らかにした書面 (法第4条第6項第6号、法第5条第2項第7号)	一時転用の場合
24	既設案内図、既設配置図	農家住宅移転等緊急性及び必要性を明らかにする場合
25	道水路払い下げ、公用廃止占用の申請書の写し又は許可書等 ※申請書の備考欄へ手続き状況等を記載することも可	国、県、市町の管理する道排路が含まれている場合
26	農業振興地域の整備に関する法律の市町農業振興地域整備計画変更の事前協議に対する県の同意年月日若しくは変更の市町決定年月日	農業振興地域の整備に関する法律の手続き中である場合
27	委任状	代理申請の場合
28	転用行為が行われることの同意書又は説明し同意を得ている旨申請書に記載	転用者以外の者による仮登記、抵当権等がある場合
29	その他参考となる書類 (第30条第7号、第57条の4第2項第5号)	

※原本と共に原本と相違ない旨を記載した謄本の添付をし、原本還付請求があった場合、許可権限庁又は経由庁にて原本還付可能とします。

ウ 太陽光発電設備の転用に必要なもの

※営農型太陽光発電に必要な書類は営農型太陽光書類チェックシートで確認

No	転用行為者及び事業の流れ等	添 付 書 類
1	FIT・FIP 認定	☐ 再生可能エネルギー事業計画認定通知または変更認定通知の写し ☐ 電力会社への接続状況が確認できる書類 ☐ パネル等の仕様がわかる書類(カタログ等)
2	非 FIT・FIP 太陽光発電設備	☐ 電力会社への接続状況が確認できる書類 ☐ 小売り電気業者の登録が確認できる下記のいずれかの書類 ・登録通知の写し ・資源エネルギー庁 HP の写し(HP のロゴやタイトルの部分等が確認できるものも添付)
	① 転用行為者(発電・小売電気事業者) →電力会社	☐ 発電量調整供給兼基本契約書(添付可能な場合) ☐ パネル等の仕様がわかる書類(カタログ等)
	② 転用行為者(発電事業者) →小売電気事業者→電力会社	☐ 発電事業者と小売電気事業者間の売買契約書
	③ 転用行為者(発電事業者) →仲介・卸売業者→小売電気事業者→電力会社	☐ 発電事業者と仲介・卸売業者間の売買契約書 ☐ 仲介・卸売業者と小売電気事業者間の売買契約書
	④ 転用行為者(工事業者) →発電事業者→小売電気事業者→電力会社	☐ 工事業者が発電事業者(発電・小売電気事業者)へ確実に設備を売買することを示す書類(契約書等)
	⑤ 転用行為者(工事業者) →発電・小売電気事業者→電力会社	☐ 発電事業者と小売電気事業者間の確実に電気を売買することを示す書類(契約書等)

※④と⑤の場合は、原則、契約書を添付させるが、事業者によっては、農地転用許可後にしか契約書を作成できない場合があるため、「知事あての確約書」でも「確実に売買することを示す書類」として取扱う

エ 系統用蓄電池設備等の転用に必要なもの

No	転用行為者及び事業の流れ等	添 付 書 類
1	仕入先の事業者(発電事業者等) →転用行為者(蓄電池・小売電気事業者) →供給先の事業者等	☐ 電力会社への接続状況が確認できる書類 ☐ 蓄電池・小売電気事業者と仕入先の事業者間の確実に電気を売買することを示す書類(売買契約書等) ☐ 蓄電池・小売電気事業者と供給先の事業者間の確実に電気を売買することを示す書類(売買契約書等) ※仕入先と供給先が電力の取引所の場合は、取引できることがわかる書類の添付でも可能(取引会員であることを示す書類等) ☐ 蓄電池・小売電気事業者の小売り電気業者の登録が確認できる下記のいずれかの書類 ・登録通知の写し ・資源エネルギー庁 HP の写し(HP のロゴやタイトルの部分等が確認できるものも添付) ☐ 蓄電池等の仕様がわかる書類(カタログ等)

※原則、契約書を添付させるが、事業者によっては、農地転用許可後にしか契約書を作成できない場合があるため、「知事あての確約書」でも「確実に売買することを示す書類」として取扱う

事業計画書

年 月 日

農業委員会 会長 あて
三重県知事 あて

農地転用（事業）者
住所 郡 町大字 番地
氏名 ○ ○ ○ ○
(TEL - -)

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請した農地法第〇条の規定による許可申請に係る事業計画は、下記のとおりです。

記

1 今回申請の転用計画等

(1) 申請地の概要

所 在	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇〇25番						1 筆
地目別 面 積	農 地 等			そ の 他			計
	田	畑	計	宅 地	山 林	その他	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		9 0 0	9 0 0				9 0 0

(2) 転用目的（転用事業の詳細）

現在の豚舎は昭和48年建築したものであり、又飼育頭数も増え現在〇〇頭になり、今度〇〇頭増やす予定です。従ってこれに要する豚舎を建築します。
屋外作業所は、現在狭いため新設します。

(3) 申請地を選んだ事由（立地条件）

この畑は所有地のうちで最も自宅に近く、又現豚舎の隣接地のため選定しました。

(4) 転用（建設）計画

計画の概要

(イ) 目的 豚舎建築

(ロ) 建設計画概要 豚舎2棟 270m² 屋外作業所 360m²
工期 〇〇年〇〇月～〇〇年△△月

(ハ) 所要資金及び調達方法

所要資金	土地（購入費・年間賃料） ー 千円 建物 20,250千円 機械計器類 ー 千円	工作物 250千円 計 ー 千円	土地造成 450千円 計 20,950千円
調達方法	自己資金 950千円 借入金 20,000千円	その他 ー 千円 計 20,950千円	

(5) 用排水計画（別添取排水系統図のとおり）

(イ)取水方法

井戸 約 $\text{m}^3/\text{日}$ 、 上水道、 約 $3\text{ m}^3/\text{日}$ 、 その他

(ロ)排水処理及び排水量

①汚 水 排水量 $3\text{ m}^3/\text{日}$

浄化槽 (人槽) 沈殿槽 (m^3) 浸透枳 (m^3)

集水枳 (ケ所) その他排水処理施設 尿溜 2ヶ所
(規模能力) 1ヶ所 3.3 m^3

②雨 水 排水路 (30 cm) U字溝 (10 cm)

(6)諸条件

(イ)申請地への交通機関

近鉄〇〇駅から (東南約 5 km)

(ロ)市町役場からの距離

(東、西、南、北、方面約 7 km)

(ハ)道路条件

国、県、市、町、その他、道 幅員 10 m 道路側溝 (有・無)

(ニ)土地造成 (有・無)

有の場合 切土 高さ 3 m 土量 150 m^3
盛土 高さ 1 m 土量 50 m^3

(7)関係法令等の許認可見込み

	申 請	年	月	日

(8)土地改良

〇〇〇土地改良区、意見書のとおり

(9)その他

(農業施設に転用する場合は以下の項目を添付)

2 現営農状況

(1) 農業従事者 3 名

(2) 耕作地 田 0.5 ha

(3) 家 畜 肉豚 100 頭 子豚 200 頭

(4) 農業施設の状況

堆肥舎	1 棟	50 m ²
農作業所 (場)	1 棟	— m ²
豚 } 舎	1 棟	150 m ²
牛 }		
鶏 }		
温 室	1 棟	— m ²
ビニールハウス	2 棟	200 m ²

(5) 大型農業機械保有状況

種 類	台 数	型 式 等	購入・年月日	摘 要
貨物自動車	2 台	4 t・2 t	H3. 3. 30	3 人で共有
トラクター	1 台	18 馬力	H5. 5. 1	
耕 耘 機	1 台	5 馬力	H4. 10. 1	
田 植 機	1/3 台	4 条植	H6. 5. 1	

(6) 主な生産 (農畜産) 物名

年間出荷高 (〇〇年)

農 畜 産 物 名	単 位 当 り 収 量	総 生 産 高	摘 要
水 稻	10 a 420 kg	2,100 kg	
野 菜 (品 名 キ ャ ベ ツ)	10 a 4,500 kg	54 t	夏
〃 (品 名 白 菜)	10 a 4,500 kg	54 t	冬
豚、牛乳、卵、肉牛、食肉鶏		200 頭	

3 生産調整の状況

鶏卵	年	月	日	調整済 (	協議会)
牛乳	年	月	日	調整済 (	酪農組合)

6 委任状の例

委任状

代理人住所 ○○市○○町○字○○番

代理人氏名 ○○○○

(登録番号)

私（等）は、上記〇〇〇〇を代理人と定め、下記に係る農地法第４（５）条第１項の規定に基づく許可申請手続に関する一切の権限を委任する。なお、委任者たる転用行為者は、代理人が作成した転用許可申請書の記載事項を了解した。

記

1. 土地の表示： ○○市○○町○字○○番
2. 転用の目的： ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○のため
3. 権利の内容： なし（所有権の移転）

〇〇年〇〇月〇〇日

委任者

譲渡人 住 所 ○○市○○町○字○○番

氏 名 ○○○○

譲受人・転用行為者 住 所 ○○市○○町○字○○番

氏 名 ○○○○

7 法第4条・第5条許可申請書添付資料チェックシート及び審査チェックシート

添付資料チェックシート

1. 常に必要なもの

- ☐ 土地登記事項証明書
- ☐ 地番表示図（公図写し）
- ☐ 位置図及び付近状況図
- ☐ 建物その他施設等配置図
- ☐ 残高証明、融資証明等の資金証明

2. 場合により必要なもの

- ☐ 「法人登記事項証明書」又は「定款若しくは寄付行為の写し（ただし、代表者の氏名がわかるもの）」（法人等の場合）
- ☐ 団体の定款（規約）、会議録（法人格のない任意団体）
- ☐ 転用の妨げとなる権利を有する者の同意書
- ☐ 受領印のある申請書、認可書、認可書写し（他法令の許認可が必要な場合）
- ☐ 土地改良区の意見書（30日を経過して得られない場合、理由書）
- ☐ 取水系統図（取水を伴う場合）
- ☐ 排水系統図（汚水・生活雑排水を伴う場合）
- ☐ 雨水系統図（5,000 m²以上又は工場施設等の排水処理する場合）
- ☐ 水理計算書（他法令の審査の無い10,000 m²以上の転用）
- ☐ 被害防除方法の根拠、説明状況書等（近隣の農地に影響あると考えられる場合）
- ☐ 造成計画図（縦断、横断）（土砂流出等の被害が生じる恐れのある場合）
- ☐ 地積測量図（登記事項証明書と著しく面積が異なる場合）
- ☐ 事業計画書
- ☐ 始末書、現況写真（無断転用の場合）
- ☐ 建築年月日確認資料（無断転用で都市計画と調整が必要な場合）
- ☐ 住宅面積の必要性を示した書面（農家住宅1000 m²超、住宅500 m²超、建ぺい率が22%未満の場合）
- ☐ 確定判決写し、調停調書写し、競落決定書写し（単独申請の場合）
- ☐ 戸籍謄本、親権者の同意書（未成年者の場合）
- ☐ 住民票又は戸籍の附票（土地登記事項証明書と譲渡人の住所が異なる場合）
- ☐ 真正な権利者であることを証する書面
 - ① 必須書類（法定相続、法定相続以外共通）
被相続人から相続人に至る戸籍（除籍）謄本、相続関係説明図
 - ② 法定相続（下記の必要な書類を添付）
他の相続人の相続放棄書、同意書等
 - ③ 法定相続以外（下記の必要な書類を添付）
実印を押印した遺産分割協議書の写し及び印鑑証明書、相続分不存在証明書、遺言書写し（公正証書、家裁の検認）で可能
- ☐ 一時利用指定通知書の写し、指定図面の写し、一時利用を受けた者の同意書、事業主体の意見書（一時利用指定中）
- ☐ 換地処分通知書の写し、指定図面の写し
- ☐ 農地への復元を明らかにした書面（一時転用の場合）
- ☐ 既設案内図、既設配置図（農家住宅等の移転等必要性がある場合）
- ☐ 委任状（行政書士等が申請する場合）
- ☐ その他（ ）

審査チェックシート

1. 農地区分(立地基準)

農振農用地

- ☐ 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）内にある農地

甲種農地

※市街化調整区域内にある農地が対象

- ☐ おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうちその面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適すると認められるもの。
- ☐ 特定土地改良事業の施工に係る区域内にある農地のうち、当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過したもの以外のもの。

第1種農地

- ☐ おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地。
- ☐ 国、県、市町村等の直営又は補助による土地改良事業等（農業用排水施設、区画整理、農地造成、埋立て又は干拓、客土・暗きょ排水・その他の農地改良又は保全のため必要な事業等）を実施している農地。
- ☐ 傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産を上げることができる農地。

第2種農地

- ☐ 相当数の街区を形成している区域。
- ☐ 下記の施設の周囲おおむね500メートル以内の区域(距離の根拠資料を添付)。
 - ・鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場
 - ・県庁、市役所及び町役場（これらの支所を含む）
 - ・公立病院、バスターミナル（自動車ターミナル法に規定されるもの）
- ☐ 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にあり、その農地の区域の規模がおおむね10ヘクタール未満である(10ヘクタール未満であることの根拠資料を添付)。

第3種農地

- ☐ 水管、下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている沿道（幅員4メートル以上）の区域であって、容易にこれらの便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設又は公益的施設がある(水管、ガス管、下水管の位置を明示し、距離の根拠資料を添付)。
- ☐ 申請地からおおむね300メートル以内に下記の施設がある(距離の根拠資料を添付)。
 - ・鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場、自動車専用道路の出入口
 - ・県庁、市役所及び町役場（これらの支所を含む）
 - ・公立病院、バスターミナル（自動車ターミナル法に規定されるもの）
- ☐ 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている。
- ☐ 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えている。
- ☐ 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている。
- ☐ 土地区画整理法第2条第1項に規定する土地整理区画事業区域。

その他の2種農地

- ☐ 甲種、第1種、第2種及び第3種農地のいずれの要件にも該当せず、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地（10ヘクタール未満であることの根拠資料を添付）。

※農地区分の判断にあつては、基準となる施設等からの距離を示す資料及び申請地を含む一団の農地を判断する根拠資料等を審査チェックシートに添付する。

農委 受付日	令和 年 月 日	県 受付日	令和 年 月 日
農委受付 番号		県受付 番号	12－ の

2. 不許可の例外事由の該当（農振農用地、甲種農地、第1種農地の場合）

☐ 有 ・法令の該当事項() ☐ 無
--

3. 検討事項(一般基準)

検討事項	検討結果
資力及び信用	☐ 有 ☐ 無
申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性	☐ 有 ☐ 無 ・太陽光発電施設の場合 ① ☐ FIT・FIP 認定 (☐ 設備認定 ☐ 接続申込書 ☐ パネルカタログ) ② ☐ 非FIT・FIP (☐ 事業の確実性がわかる添付書類一式) ③ ☐ 営農型太陽光発電設備 (☐ ガイドラインで規定される添付書類) ・ ☐ 申請土地を他人に賃貸する場合はその契約書等 ・ ☐ その他()
計画面積の妥当性	☐ 有 ☐ 無 ・ ☐ 駐車場等の規模の妥当性を判定する資料 ☐ 有 ☐ 無
周辺農地等に係る営農条件への支障の有無	☐ 有 ☐ 無
地域計画に基づく農地の効率的かつ総合的な利用、地域計画の達成への支障の有無(農地の利用の集積への支障)	☐ 有 ☐ 無 ※営農型太陽光発電設備の場合は、協議の場で合意を得ていれば、支障が無いと判断

(以下は該当する場合に記入)

転用行為の妨げとなる者の同意状況	☐ 有 ☐ 無 ☐ 各種権利に関する同意書
行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み	☐ 有 ☐ 無 ・ ☐ 開発許可(都市計画法) ☐ 調整済(月 日) ※市街化調整区域は許可が必要なため注意(住宅等) ・ ☐ 乗り入れ ☐ 砂防 ☐ 河川 ☐ 文化財 ・ ☐ その他[]
一体利用地の利用見込み	☐ 有 ☐ 無 ※一体利用地の利用見込みがない場合は許可できない
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	☐ 有 ☐ 無 ・法令の該当事項()
一時転用である場合その妥当性	☐ 有 ☐ 無
法令により義務付けられている行政庁との協議	☐ 調整済(月 日)
登記簿に換地処分の記載があり、その他2種農地とする場合	※国、県、市町の直営又は補助による土地改良事業等の有無を確認 ☐ 有 ☐ 無 (有は第1種農地に該当)
代替地の検討結果状況	☐ 有 ☐ 無 ※第2種、第1種、甲種農地(令第4条第1項第2号イ、ロ、ホ、ヘ)の場合のみ
常設審議会の諮問結果の写し ※転用面積が30aを超える場合	☐ 有 ☐ 無 ※4・5条許可を伴う事業計画変更の場合も添付が必要
転用目的が建築物の建築等を伴わない資材置場、駐車場等への該当	☐ 該当 ☐ 非該当 ※完了報告日から3年間、6か月ごとの報告が必要

4. 総合判断

☐ 許可相当	☐ 不許可相当 ・理由()
-------------------------------	--

8 市街化区域内農地の転用届出関係

様式例第4号の9

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

譲受人 氏名

譲渡人 氏名

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定し（移転）したいので、農地法第5条第1項第7号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名	住 所											
	譲 受 人													
	譲 渡 人													
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	土地所有者		耕 作 者						
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名 住 所						
	計	m ² (田 m ² 畑 m ² 採草放牧地 m ²)												
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期			権利の存続期間		その他						
4 転用計画	転用の目的													
	転用の時期	工事着工時期												
		工事完了時期												
	転用の目的に係る事業又は施設の概要													
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要														

(記載要領)

- 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 譲渡人が2人以上である場合には、届出書の差出人は「譲受人〇〇〇〇」及び「譲渡人〇〇〇〇外何名」とし、届出書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができます。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

受 理 通 知 書

届出者名

番 号
年 月 日

農 業 委 員 会 会 長

〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって届出書の提出があった農地法第4条第1項第7号（第5条第1項第6号）の規定による届出についてはこれを受理し、〇〇年〇〇月〇〇日にその効力が生じたので、農地法施行令第3条第2項（第10条第2項）の規定により通知します。

1 届出者の氏名等	氏 名	住 所			
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	
					㎡
	権利の種類及び設定 又は移転の別				
3 届出書が到達した日					
4 届出に係る転用の目的					

(記載要領)

- 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。
- 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付けを記入する。

届出関係添付書類一覧

No.	添 付 書 類		備 考
1	現況平面図1／50,000～ 1／10,000程度	規則第26条第1号 規則第50条第2項第1号	届出地を図示
2	届出土地の登記事項証明 書	規則第26条第1号 規則第50条第2項第1号	登記情報提供サービス(民事法務 協会)の照会番号の添付も可
3	届出地が賃貸借の目的と なっている場合は解約した ことを証する書面	規則第26条第2号 規則第50条第2項第2号	法第18条第6項通知書写 (農業委員会の受付印必要)
4	その他参考となる書類		

9 農業委員会事務処理の参考

(法第4条・第5条の知事許可分)

- ① 申請書が農業委員会に到達した日を受付日とし、受付番号をとる。
- ② 申請書の提出部数、記載内容、添付書類を確認し、記載内容に不備又は必要な添付書類の提出がなければ、申請者に記載内容の訂正、追記又は必要な添付書類の提出等補正を求める。
なお、補正期間は標準処理期間に算定されない。
- ③ 申請内容について、添付書類、農地基本台帳より法第3条第1項の権利関係の設定の有無を確認する。
- ④ 申請案件について、現地調査を行い、特に転用による周辺農地や農業用施設への影響、災害発生の危険性、転用の確実性、一時転用の場合は農地への復元の可能性を確認する。
- ⑤ 申請案件について、農業委員会総会又は農地部会にて審査を行い、意見を決定する。
県農業会議常設審議委員会に審議の必要な案件については、審議委員会に意見聴取を行う。
- ⑥ 総会又は農地部会の意見（審議の必要な案件については県農業会議の意見）、農地基本台帳、添付書類を参考に、意見書を作成し、申請書2部と意見書を農地調整課（市町許可の場合は市町の農転部局）へ送付する。
- ⑦ 県知事より許可、不許可の決定があり、通知文の送付があれば、申請者に交付する。
- ⑧ 申請書、通知文（写）については、農業委員会において文書保存年限に従い保存する。
- ⑨ 農地基本台帳に記載する。
- ⑩ 工事進捗状況報告の提出があれば、農地調整課（市町許可の場合は市町の農転部局）へ送付する。
- ⑪ 転用完了後の確認について、許可権者と協力して実施する。

(法第4条・第5条の農業委員会許可分)

- ① 申請書が農業委員会に到達した日を受付日とし、受付番号をとる。
- ② 申請書の提出部数、記載内容、添付書類を確認し、記載内容に不備又は必要な添付書類の提出がなければ、申請者に記載内容の訂正、追記又は必要な添付書類の提出等補正を求める。
なお、補正期間は標準処理期間に算定されない。
- ③ 申請内容について、添付書類、農地基本台帳より法第3条第1項の権利関係の設定の有無を確認する。
- ④ 申請案件について、現地調査を行い、特に転用による周辺農地や農業用施設への影響、災害発生の危険性、転用の確実性、一時転用の場合は農地への復元の可能性を確認する。
- ⑤ 申請案件について、農業委員会総会又は農地部会にて審査を行う。県農業会議常設審議委員会に審議の必要な案件については、審議委員会に意見聴取をする。
なお、常設審議委員の現地調査が必要な案件については、県農業会議開催前に現地調査を実施する。
- ⑥ 県農業会議開催日3営業日前までに農業委員会許可分の面積、件数等を農地調整課へ連絡する。
- ⑦ 県農業会議の意見を参考に許可、不許可を行う。（常設審議委員会に審議の必要な案件）
- ⑧ 農業委員会において文書保存年限に従い、保存する。
- ⑨ 農地基本台帳に記載する。
- ⑩ 転用完了後の確認について、審査基準に従って実施する。

10 農業委員会意見書記載例

様式例第4号の3

農地法第〇〇条の規定による許可申請書に係る意見書

〇〇年〇〇月〇〇日

農業委員会

申請に係る事項	申請者の住所等	譲受人	住所 三重県〇〇市〇〇町〇〇番地					氏名 〇〇 〇〇			
		譲渡人	住所 三重県〇〇市〇〇町□□番地					氏名 □□ □□			
	申請土地	所在地番	〇〇市〇〇町△△番地								
		地目別面積	田	400	m ²	畑	m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²
		申請土地の所在する区域	市街化区域 市街化調整区域 その他の区域								
事業計画	用途（住宅用地・工場用地等具体的に記載すること）	一般住宅用地									
	工事計画	着工 〇年 〇月 〇日 完了 〇年 〇月 〇日									

農地転用に関する許可基準からみた意見	農地の区分	第3種農地					申請条項	条 項	農地	採草放牧地	
	許可基準に定める農地の区分の該当事項	運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のaの(a)						第4条	所有権に基づく転用	m ²	
	該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)	申請地に接する県道〇〇線に上・下水道管の埋設があり、△△小学校から380m、△△中学校から170mに位置するため。						第5条	その他()	m ²	
	転用候補地内の農地の区分別面積及びその全体に占める割合		甲種農地	第1種農地	その他	計		所有権移転	400m ²	m ²	
	面積				400m ²	400m ²		賃借権設定・移転	m ²	m ²	
	割合				100%	100%		地上権設定・移転	m ²	m ²	
								その他()	m ²	m ²	

検討事項		意見	意見決定の理由	関連する農地法関連手続	手続の状況				
1 農地の区分と転用目的申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由	適 当	不適当	該当しない ＜不許可の例外事由規定を適用する場合はここに記載＞	法第18条	合意解約	法第18条第6項 通知書受領済		当事者 協議中	
2 資力及び信用	適 当	不適当			その他	未受付	検討中	送付済	
3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無	あ り な し		該当しない	処 理 経 過	申請日		〇〇年〇〇月〇〇日		
4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性	確 実	不確実			農業委員会受付日		〇〇年〇〇月〇〇日		
5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み	確 実	不確実			意見決定日		〇〇年〇〇月□□日		
6 一体利用地の土地の利用見込み	確 実	不確実	該当しない		知事に送付した日		〇〇年〇〇月△△日		
7 計画面積の妥当性	適 当	不適当			指令書接受日		年 月 日		
8 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	適 当	不適当	該当しない		知事の処分	許可	一部許可	不許可	
9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	な し	あ り				条件付	無条件		
10 農地の利用の集積への支障の有無	な し	あ り				年 月 日			
11 一時転用である場合にはその妥当性	適 当	不適当	該当しない			号			
12 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	終 了	未 了	該当しない						
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積		申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産		
	—								
申請土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無		計画区域内	計画区域外 (告示 年 月 日)					
	都市計画法第8条の地域地区の決定		地域地区の種類						
			決定なし						
	都市計画法に基づく開発許可要不要確認状況 (市街化調整区域及び大規模案件)		要・不要	(〇年〇月〇日 〇市〇〇課に確認)					
農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無		振興地域内	振興地域外 (告示 年 月 日)					
	農用地区域決定の有無		農用地区域内	農用地区域外 (決定 年 月 日)					
総合意見		書類審査及び現地調査の結果、転用やむを得ないものと判断します。							
許可が相当と認められる場合に付すべき条件									
都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無					有 ・ 無				
意見の概要									

11 農業委員会意見書の記載要領（法第4条・第5条関係）

1	申請土地の所在する区域	該当する区域を○印で囲みます。	
2	農地の区分	農地の区分は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれかを記載します。許可基準に定める農地の区分の該当事項欄には、「農地法の運用について」の制定について（平成21年経営局長、農村振興局長連名通知）のどの要件に当てはまるかを、そう判断した理由を該当事項とした判断理由欄に記載します。	農振除外手続中であり、県の事前協議の同意又は了承がえられているものについては、除外後の農地区分を記載し、農振除外決定が必要であることを付すべき条件とする。
3	許可基準から見た意見	(1) 意見欄 適当、不適当など、各検討事項に対して該当するものを○印で囲みます。 (2) 意見決定の理由 ① 営農状況からみた農地の区分に応じた許可基準（立地基準） - 農用地区域内にある農地、甲種農地、第1種農地の転用は原則として許可をすることはできない。 ② 土地の効率的な確保の観点から転用の可否を判断する許可基準（一般基準） - 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合、周辺に係る営農条件に支障が生じるおそれがある場合などには許可できない。 - 転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意を得ていない場合。 - 周辺の農地に係る営農条件、農業用施設に支障を生ずるおそれがあると認められる場合。 - 遅滞なく転用できる確実性がない場合。 - 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため転用する場合、その利用に利用された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められない場合。 - 他法令との協議が終了していない場合。 法第18条関係の手続きがあれば該当するものを○印で囲みます。	
4	関連する農地法関連手続		

事 項		記 載 要 領	添付書類等
5	処理経過	処理の各段階の日付等について記載します。申請日は申請書に書かれた日付ではなく、申請書が農業委員会に届いた日を記載します。	
6	特定土地改良事業等関係	農地区分の判断及び農業公共投資事業地区内の転用面積把握のため必要であるため必ず記載します。 ① 単に土地改良区の受益地となっているだけの場合も記載します。 ② 申請地内に土地改良財産（例えば、用水路、畑かん施設）がある場合は用途廃止、付替等その措置状況に注意します。	
7	都市計画法との関係	都市計画区域内・外の該当するものを○で囲みます。告示年月日は必ず記載します。 都市計画法に基づく開発許可の必要の要否について○で囲みます。要の場合は、関係課への確認年月日を記載します。	
8	農振計画との関係	該当事項に○印し、告示・決定の年月日を記載します。	
9	総合意見	意見が不許可相当である場合は、その理由を記載します。	
10	その他	申請された農地において、次の点に留意して現地調査を行い、意見書記入の参考とします。 ・転用が確実に実施可能か。 ・周辺の農地、周辺の農業用施設へ影響はないか。 ・転用により災害の可能性はないか。 ・一時転用の場合、転用事業後、農地への復元が可能かどうか。	農振除外手続中であり、県の事前協議の同意又は了承がえられているものについては、変更決定公告予定日を記載。

12 農地転用申請書簡易のチェック表

添付資料チェックシート

1. 常に必要なもの

- ☐ 土地登記事項証明書
- ☐ 地番表示図（公図写し）
- ☐ 位置図及び付近状況図
- ☐ 建物その他施設等配置図
- ☐ 残高証明、融資証明等の資金証明

2. 場合により必要なもの

- ☐ 法人登記簿、定款（規約）、会議録（法人等が新設されたときに規約及び役員を決議したもの）（法人等の場合）
- ☐ 転用の妨げとなる権利を有する者の同意書
- ☐ 受領印のある申請書、認可書、認可書写し（他法令の許認可が必要な場合）
- ☐ 土地改良区の意見書（30日を経過して得られない場合、理由書）
- ☐ 取水系統図（取水を伴う場合）
- ☐ 排水系統図（汚水・生活雑排水を伴う場合）
- ☐ 雨水系統図（5,000㎡以上又は工場施設等の排水処理する場合）
- ☐ 水理計算書（他法令の審査の無い10,000㎡以上の転用）
- ☐ 被害防除方法の根拠、説明状況書等（近隣の農地に影響あると考えられる場合）
- ☐ 造成計画図（縦断、横断）（土砂流出等の被害が生じる恐れのある場合）
- ☐ 地積測量図（登記事項証明書と著しく面積が異なる場合）
- ☐ 事業計画書
- ☐ 始末書、現況写真（無断転用の場合）
- ☐ 建築年月日確認資料（無断転用で都市計画と調整が必要な場合）
- ☐ 住宅面積の必要性を示した書面（農家住宅1000㎡超、住宅500㎡超、建ぺい率が22%未満の場合）
- ☐ 確定判決写し、調停調書写し、競落決定書写し（単独申請の場合）
- ☐ 戸籍謄本、親権者の同意書（未成年者の場合）
- ☐ 住民票又は戸籍の附票（土地登記事項証明書と譲渡人の住所が異なる場合）
- ☐ 戸籍（除籍）謄本（相続未登記の場合には実印を押印した遺産分割協議書の写し（法定相続以外）、必要により他の相続人の相続放棄書又は同意書、相続分不存在証明書、添付書類として被相続人から相続人に至る戸籍（除籍）謄本、相続関係説明図、印鑑証明書（法定相続以外）（遺言執行人の場合は、遺言書写し（公正証書、家裁の検認）でも可））
- ☐ 一時利用指定通知書の写し、指定図面の写し、一時利用を受けた者の同意書、事業主体の意見書（一時利用指定中）
- ☐ 換地処分通知書の写し、指定図面の写し
- ☐ 農地への復元を明らかにした書面（一時転用の場合）
- ☐ 既設案内図、既設配置図（農家住宅等の移転等必要性がある場合）
- ☐ 委任状（行政書士等が申請する場合）
- ☐ その他（ ）

ア 添付書類(必須)

☐ 土地登記事項証明書 ※登記情報提供サービス(民事法務協会)の照会番号の添付も可
☐ 公図写し
☐ 位置図、付近状況図住宅地図等で可
☐ 建物その他施設等配置図(土地利用計画図)
☐ 残高証明、融資証明、預貯金通帳の写し等の資金証明

上記5点は最低限必要な添付書類で、その他申請の案件によって様々な添付書類が必要

イ 当事者の氏名住所欄

①申請人の氏名・住所(4条なら本人、5条なら譲渡人)が登記事項証明書と一致するか確認。

a 申請者の住所が土地登記事項証明書と異なる場合

同一人であることの証明として住民票・戸籍付票等を添付。それでもつかめなかったら申し立て等(課税状況等の確認)

b 相続未登記の場合

真正な権利者であることを証する書面

(1)必須書類(法定相続、法定相続以外共通)

被相続人から相続人に至る戸籍(除籍)謄本、相続関係説明図

(2)法定相続(必要に応じて下記の書類を添付)

他の相続人の相続放棄書、同意書等

(3)法定相続以外(下記の必要な書類を添付)

実印を押印した遺産分割協議書の写し及び印鑑証明書、相続分不存在証明書、遺言書写し(公正証書、家裁の検認)で可能)

②転用事業者が法人であれば「法人登記事項証明書」又は「定款若しくは寄付行為の写し

(ただし、代表者の氏名がわかるもの)」が添付書類となり、申請書の名称と住所、代表者氏名、業務内容を突合する。

※転用者が法人代表者として転用する場合、法第5条申請

※代理申請の場合は、委任状が必要。単独申請の場合は権原を証する書面

3 農地区区分等の確認

①農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地を確認

②都市計画法の区域(市街化調整区域、用途区域等)を確認

※開発許可と同時許可のため、開発許可が必要な区域及び転用目的であるか確認

4 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名欄

① 土地の所在欄

- ・土地の登記事項証明書のとおり記載してあるか
- ・土地改良区内にある場合→改良区意見書添付

※申請地が接道等しており、使用できるようになっているか

② 申請地がほ場整備による一時利用地である場合は、従前地を記入の上、一時利用地を()書きしてあるか

③ 空白欄が生じた場合は、「以下余白」又は斜線が引いてあるか

④ 一筆の土地の一部を転用する場合は、地積測量図等で明示して申請、分筆はしなくても良

いが登記はつかないことをいう（所有権移転の場合は原則、分筆を行う）

- ⑤ 事業の操業期間について、許可見込み日以降とし、恒久転用は永年間と記載する
- ⑥ 仮登記（転用者以外のもの）や抵当権が有る場合、権利者の同意書（又は説明し同意を得ている旨申請書に記載：下記の8⑤）
- ⑦ 合計欄は地目の登記事項証明書欄の面積を合計して記載すること

5 転用計画

- ① 転用事由の詳細（法第4条）転用の目的（法第5条）
事業計画書等の添付があってもここへの、「別紙のとおり」は不可
原則、農家住宅 1,000 m²以内、一般住宅 500 m²以内、建ぺい率 22%以上
駐車場：既存施設の利用状況・駐車台数、利用見込み（仮申込み・契約書写し等）
資材置場：既存施設の利用状況・新規申請地に置く資材の量等
転用計画が立地基準を満たすかどうか（農地区分から判断）
- ② 転用の時期及び転用の目的に係る事業または施設の概要
土地造成：切土・盛土・整地する面積
建築物：建物に係る利用面積
工作物：駐車場・資材置場・運動場等建物以外の利用面積

6 権利を設定、移転しようとする契約の内容

その他欄には建ぺい率・利用率を記載する

7 資金調達についての計画

総事業費と事業資金（借入資金を含む）を記入
充当資金の証明を添付

8 転用することによって生ずる附近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

- ① 取水計画
取水方法・取水系統図
大規模転用・水を大量に使用する転用については、取水方法・取水日量・取水地点等具体的に記載すること。
- ② 排水計画
雨水排水：水路放流、自然流化等を記載
汚水排水：合併処理浄化槽・単独浄化槽・公共下水道・くみ取り等記載
生活雑排水：合併処理浄化槽・単独浄化槽・浸透枘等記載
1万m²以上で他法令の審査の無いもの（駐車場・資材置場等）は水理計算書必要
- ③ 造成計画
用地造成を行う場合、周辺農地への土砂の流出、堆積のための防除策を記載
土留め工事・擁壁・法面保護・緩衝地・防護柵
- ④ 転用事業により被害が生じた場合は、責任をもって解決する旨を記載すること
- ⑤ 隣接農地所有者・水利権者には事業計画について説明していること及び了承されていることを記載すること
- ⑥ 砂利採取の場合、付近の農業用施設、特に周囲の井戸等の有無の確認と影響を審査
- ⑦ 仮登記、抵当権等がある場合には、権利者に事業計画について説明していること及び了承

されていることを記載すること

9 その他

- ① 無断転用の場合、無断転用者が記名した始末書、現況写真が添付されていること
- ② 申請地に赤道、青道、国有財産がある場合、手続をおこなうこと
- ③ 他法令の手続状況を記載 特に都市計画法開発許可の状況は記載すること
- ④ 建築確認は許可日調整を行わないが、速やかに申請するよう指導すること

13 県農業会議常設審議委員会への審議事務

法第4条、第5条の規定により、農業委員会は申請書の提出があったときは、省令で定める期間内に、意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならないことになっており、転用面積が30aを超える案件において意見を述べようとするときは、あらかじめ都道府県機構の意見を聴かなければならないとされています。

このため、次のとおり事務処理要領を定めることとします。

- 1 常設審議委員会で審議の必要な案件については、別途、県農業会議の事務処理要領により定める。
- 2 農業委員会は常設審議委員会で審議の必要な案件については、常設審議委員会開催の3営業日前までに諮問書等を県農業会議に送付し、必要に応じて農地調整課にも参考送付する。
- 3 農業委員会は常設審議委員会の意見、回答の写しと農業委員会の意見書を付して許可権者に送付する。

14 農地区分等調整協議

知事から農地法の転用許可権限を移譲された市町又は市町農業委員会の許可に属する申請案件については、必要に応じて県に対し農地区分等調整協議を実施し、農地区分判断の参考とし、事務の適正化を図る。

1 農地区分調整協議の方法

- (1) 各市町長又は各市町農業委員長は、概ね各市町農業委員会の総会又は農地部会開催日の概ね 10 日間程度前までに、農地調整課に農地区分等調整協議を実施する。

農地区分等調整協議では申請案件について別紙 1 と申請書写し及び現地案内図写し等により協議を実施する。（メール等での書類等の送付も可）

- (2) 農地調整課は概ね 1 週間程度で回答する。
- (3) 各市町又は各市町農業委員会は農地調整課からの回答を参考に、農地区分等を判断する。

転用の内容

受付番号		
市町が判断する農地区分		
土地利用区分	都市計画区域内	
	市街化調整区域	・ 未線引区域
	その他区域	

立地基準

農地区分	要 件	不許可の例外（許可基準）
農用地	・ 市町農振計画にて農用地指定された農地	・ 仮設工作物の設置他一時的な利用 3年以内か（ ） 代替可能性はないか（ ） 農振計画への影響（ ） ・ 農業用施設用地
甲種農地 （市街化調整区域内）	・ 団地規模が10ha以上かつ高性能農業機械による営農に適する農地 ・ 土地基盤整備事業実施中または完了後8年以内	・ 一時転用 ・ 農業用施設・農畜産物処理加工施設 ・ 農畜産物販売施設・農業体験交流施設 ・ 就業機会確保施設・試験研究学術調査 ・ 農業者の良好な生活環境のための施設 ・ 宅地に接続した住宅（500㎡未満） ・ 幹線道路沿道又はインターチェンジ出入口から300m以内の区域内の流通業務施設等 ・ 土石等の採取・水産養殖用施設等 ・ 既存施設の拡張で甲種・一種以外の農地と一体で転用する場合で全体の甲種農地が1/5未満、一種農地が1/3未満 ・ 公益性の高い事業転用（ ） ・ 地域整備法等による（ ）
一種農地	・ 団地規模が10ha以上 ・ 土地改良事業等公共投資の対象となった農地 ・ 生産力の高い農地	（甲種農地と同じ） ・ 農業者の良好な生活環境のための施設 ・ 宅地に接続した住宅 ・ 既存施設の拡張（既存施設の面積の1/2未満） ・ 市街地に設置することが困難な施設（老人保健施設・精神科病院・火薬庫） ・ 公益性の高い事業転用（ ） ・ 地域整備法等による（ ）
二種農地	・ 駅、役場等から500m以内の農地（該当施設名： ） ・ 上記の場合で宅地化が40%超で1km以内の農地 ・ 市街区を形成している区域内の農地 ・ 市街地に近接し、農地の集団規模が10ha未満の農地 ・ 公共投資されてない生産力の低い農地で農地の集団規模が10ha未満の農地	・ 許可
三種農地	・ 幅員4m以上のライフラインが2以上布設された道で500m以内に2以上の公共公益施設が存在する区域内の農地（該当施設名： ） （該当施設名： ） ・ 300m以内に駅、IC、公共施設がある農地（該当施設名： ） ・ 市街地内の農地 ・ 市街区を形成している区域内の農地（宅地率が40%以上） ・ 都市計画法の用途地域内 ・ 土地区画整理事業の区域内	・ 許可
一般基準等で特に協議調整したい事項		
県の意見		

別紙 2

第 号
年 月 日

三重県農林水産部農地調整課長あて

〇〇農業委員会会長

年 月分農地法 4 条・5 条申請に係る農地区分等調整協議について

このことについて、別添のとおり調整協議しますので回答をお願いします。

別紙 3

第 年 月 日 号

農業委員会会長 様

三重県農林水産部農地調整課長

年 月分農地法 4 条・5 条申請に係る農地区分等調整協議について

このことについて、別添のとおり回答します。

15 農地法附則第2項の規定による協議（国協議）

このことについて、東海農政局との円滑な協議を実施するため、次のとおり標準的な処理の流れを示します。なお、個別の協議案件に関して別段の指示がある場合には、その指示を優先するものとしします。

1 東海農政局への情報提供

- (1) 事業者から具体的相談を受ける中で申請内容が固まり、又は申請書を受付し、協議案件であることが確定した場合には、速やかに東海農政局の農地転用担当者に案件の概要を口頭で連絡します。
- (2) (1)の連絡の際に、今後の市町における許可審査のスケジュール及び協議に関するスケジュールを調整します。

2 協議に先立つ関係書類の送付

- (1) 正式な協議に先立ち、公文提出の1ヶ月前を目安に、次の書類を東海農政局に送付し、円滑な協議の進行に資するよう努めるものとしします。
 - ・法附則第2項の規定による協議に係る事案の概要書（様式例第4号の7）
 - ・申請書（写し）
 - ・公図（写し）※農地区分を明らかにする地図等を含む。
 - ・事業計画書（写し）
 - ・図面（写し）（土地利用計画図、平面図、排水計画図、周辺農地の農業用排水図面（現況、計画）等）

460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 東海農政局農村振興部農村計画課農地転用担当 電話：052-223-4629

3 事前調整

- (1) 東海農政局からの問い合わせに対して適宜対応します。
- (2) 追加の資料を求められた場合には、申請者と調整し、適宜対応します。
- (3) 東海農政局より事前調整が完了した旨の連絡があります。

4 正式な協議書の送付

- (1) 公文により市町長から東海農政局長あてに協議書を提出します。なお、事前調整から2か月以上経過している場合には、改めて東海農政局の農地転用担当者に連絡を行い、計画内容の変更の有無及び再事前調整の必要性について確認を行います。
- (2) 公文を送付する際には、改めて「2 協議に先立つ関係書類の送付」で送付した書類を添付します。

5 協議に対する回答文書の受領

- (1) 東海農政局長からの回答文書を受領次第、申請に対する処分を適宜行います。

(様式例第4号の7)

農地法附則第2項の規定による協議に係る事案の概要書

年 月 日
都道府県名又は市町村名

申請者の住所及び氏名	賃借人 賃貸人	住所 住所	氏名 氏名						
申請土地	所在地番								
	地目別面積	田	m ²	畑	m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²
	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域 市街化調整区域 その他の区域							
権利を設定・移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期		権利の存続期間				
農地の区分									
許可基準に定める農地の区分の該当事項									
該当事項とした判断理由（申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載する）									
転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合		甲種農地	第1種農地	第2種農地	第3種農地	農地の合計面積	(参考) 全体面積		
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	割合	%	%	%	%	%	%		
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施工者	施行面積	申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産			
申請地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無		計画区域内 計画区域外（告示 年 月 日）						
	都市計画法第8条の地域地区の決定		地域地区の種類						
			決定なし						
申請農地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無		振興地域内 振興地域外（告示 年 月 日）						
	農用地区域決定の有無		農用地区域内 農用地区域外（決定 年 月 日）						
転用目的	商業施設								
転用目的に係る事業又は施設の概要		名称	棟数	建設面積		所要面積			
	土地造成					m ²			
	建築物		棟	m ²		m ²			
	小計		棟	m ²		m ²			
	工作物			m ²		m ²			
						m ²			
	小計		棟	m ²		m ²			
合計		棟	m ²		m ²				

転用事業実施の確実性の概要及び周辺の農地への被害防除措置等の妥当性の概要	(1) 転用行為を行う資力及び信用 (2) 転用行為の妨げとなる権利がある場合その権利内容、その同意状況 (3) 許可後遅滞なく転用事業を行う見込み (4) 他法令の許認可や処分の見込み (5) 農地以外の一体利用地の利用見込み (6) 事業面積の適正さ (7) 造成のみを目的とする場合の妥当性 (8) 周辺農地への被害防除 (9) 農地の利用集積への支障の有無 (10) 一時転用の場合の妥当性
農業上の土地利用との調整を了している場合等はその概要	
許可条項及び説明	
付すべき条件	
協議に際して特記すべき事項	

記載要領

1 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第 2 の 1 に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地又は第 3 種農地の別を記載する。

2 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第 1 種農地にあつては「運用通知第 2 の 1 の(1)のイの(ア)の a」のように、第 2 種農地にあつては「運用通知第 2 の 1 の(1)のオの(ア)の a の(a)」のように記載する。

3 「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。

4 「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事等が許可の適否の決定に際し特に協議しておくべき事項を記載する。

(参考様式)

第 年 月 日 号

東海農政局長 様

(市町長名)

農地法附則第 2 項第 3 号に基づく協議について

このことについて、下記の者から別添のとおり農地法第○条の規定による許可の申請がありましたので、概要書を添付し協議します。

1 申請者
(賃借人)
(賃貸人)

2 申請地

3 転用目的

4 受付日
〇〇年〇〇月〇〇日

16 許可書様式

(1) 恒久転用知事許可 4ha 以下用

第 号

別紙申請は次の条件をつけて許可します。

年 月 日

三重県知事 ○○ ○○ 印

条 件

- 1 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）にしたがってその事業の用に供すること。
- 2 転用目的が達成されるまでの間、本件許可の日から3か月及びその後1年ごとに工事及び転用の進捗状況を農業委員会を経由して報告すること。
- 3 転用目的が達成されたときは、遅滞なくその旨を原則として農業委員会を経由して報告すること。

注意事項

申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）にしたがってその事業の用に供しないときは農地法第51条の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、もしくは、相当の期間を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。

〔教示〕知事許可 4ha 以下の場合

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。））に記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号中央合同庁舎4号館）に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続き等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）を正本及び処分庁と関係都道府県知事の数に等しい部数の副本を提出して裁定の申請をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ 条例による権限委譲済みの市町（2ha 以下）および指定市町村については、下線の部分は、「三重県」は「〇〇市（町）」、「三重県知事」は「〇〇市（町）長」又は「〇〇農業委員会」と記載してください

（2） 恒久転用知事許可 4ha 以下で、「資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて（令和 6 年 3 月 28 日付け 5 農振第 3179 号農林水産省農村振興局長）」に基づき、工事完了報告日から3年間の6か月ごとの事業の実施状況報告を条件に付ける場合

（（1）と同様の為、省略）

条 件

- 1 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）にしたがってその事業の用に供すること。
- 2 転用目的が達成されるまでの間、本件許可の日から3か月及びその後1年ごとに工事及び転用の進捗状況を農業委員会を経由して報告すること。
- 3 転用目的が達成されたときは、遅滞なくその旨を原則として農業委員会を経由して報告すること。
- 4 工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を原則として農業委員会を経由して報告すること。

（注意事項及び教示は（1）と同様の為、省略）

(3) 一時転用知事許可 4ha 以下用

第 号

別紙申請（一時転用）は次の条件をつけて許可します。

年 月 日

三重県知事 ○○ ○○ 印

条 件

- 1 許可の期限は、令和 年 月 日までとする。
- 2 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）にしたがってその事業の用に供すること。
- 3 転用目的が達成されるまでの間、本件許可の日から3か月及びその後1年ごとに工事及び転用の進捗状況を農業委員会を経由して報告すること。
- 4 転用目的が達成されたときは、遅滞なくその旨を原則として農業委員会を経由して報告すること。
- 5 許可の期限までに農地を復元し、その旨を農業委員会を経由して報告すること。

（注意事項及び教示は(1)と同様の為、省略）

(4) 一時転用知事許可 4ha 以下用（営農型太陽光発電設備）

((3)と同様の為、省略)

条 件

- 1 許可の期間は、令和 年 月 日までとする。
- 2 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）にしたがってその事業の用に供すること。
- 3 転用目的が達成されるまでの間、本件許可の日から3か月及びその後1年ごとに工事及び転用の進捗状況を農業委員会を経由して報告すること。
- 4 転用目的が達成されたときは、遅滞なくその旨を原則として農業委員会を経由して報告すること。
- 5 営農型発電設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
- 6 下部の農地において生産された農作物に係る栽培実績及び収支の状況を、収穫した年の翌年2月末日までに農業委員会を経由して毎年報告すること。ただし、報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者の確認を受けること。
なお、生産された農作物に係る栽培実績及び収支の状況については、次のとおり報告するものとする。
 - (1) 収穫直前の下部の農地における農作物の生育状況が確認できる写真を添付すること。
なお、当該写真は、晴天時のものを添付し、必要に応じて、複数枚の写真を添付すること。
 - (2) 下部の農地において農作物が収穫されている場合、収穫された農作物の収量及び品質について出荷伝票、計量記録等資料を付して報告すること。

- (3) 下部の農地において農作物の栽培が行われているが、その収穫が行われていない場合は、許可申請時の栽培計画に記載した農作業の内容と照らして適切に栽培管理が行われたか、栽培計画に記載した生長の指標と比較した場合の生育状況について報告すること。
- (4) 報告に当たっては、令和6年3月25日付け5農振第2825号農林水産省農村振興局長通知（「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について、以下「ガイドライン」という。）で示す別紙様式例第10号及び別紙様式例第11号により作成し、記載に当たっては様式欄外の留意事項、記載要領によるものとする。
- 7 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- 8 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型太陽光発電設備を改築する場合、営農型太陽光発電に係る事業を廃止する場合又は第三者に承継する場合には、遅滞なく、農業委員会を経由して報告すること。
- なお、報告に当たっては、ガイドラインで示す別紙様式例第7号（当該設備を改築する場合）、別紙様式例第8号（廃止する場合）又は別紙様式例第9号（第三者に承継する場合）により報告すること。
- 9 下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。
- 10 下部の農地における営農及び営農型発電設備の設置、運営及び廃止等に関して、許可権者、申請地を所管する市町及び農業委員会から必要な指示及び助言があった場合には従うこと。
- 11 下部の農地における営農及び営農型発電設備の設置、運営及び廃止等に関して、許可権者、申請地を所管する市町及び農業委員会から必要な報告を求められた場合には速やかに従うこと。
- 12 許可期間が満了する場合には、速やかに農地に復元すること。
- 13 農地復元に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を農業委員会を経由して報告すること。

(注意事項及び教示は(1)と同様の為、省略)

(5) 恒久転用知事許可4ヘクタール超用

((1)と同様の為、省略)

(条件及び注意事項は(1)と同様の為、省略)

[教示] 知事許可4ヘクタール超の場合

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。））を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求は、三重県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合は、愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2東海農政局長に提出してください。ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号中央合同庁舎4号館）に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続き等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）を正本及び処分庁と関係都道府県知事の数に等しい部数の副本を提出して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※指定市町村は、下線の部分は記載しないでください。また、二重下線の部分は、「農林水産大臣」は「三重県知事」、「三重県知事」は「〇〇市（町）長」または「〇〇農業委員会」と記載してください。